

長野県とアクサ生命保険株式会社との
包括的連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及びアクサ生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、県民の健康づくりと豊かで安心な地域社会づくりを目指し、包括的に連携し、協働事業に取り組むため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、県民の健康的な生活の実現、県民サービスの向上、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

1 企業・団体における“健康経営”の推進に関すること

- （1）健康経営の普及
- （2）働き方改革の推進
- （3）健康づくり・健康寿命の延伸
- （4）がん対策の推進

2 持続可能な地域社会づくりを目指した取り組みの推進に関すること

- （1）多様性を尊重する共生社会づくり
- （2）防災・減災の普及啓発
- （3）その他施策の普及啓発

3 その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項の規定による連携及び協力の実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲及び乙協議の上、別途取り決める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定締結者以外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に当該当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、この協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙がこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙協議の上、この協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、暴力団等の反社会的勢力（暴力又は威力と詐欺的手法とを駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等を含む。）と社会的に非難されるような関係を持ってはならない。

2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫若しくは暴力を用い、又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説の流布、偽計又は威力による信用毀損又は業務妨害

(3) その他前2号に掲げる行為に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項に定める義務に違反すると合理的に認められる場合又は前項各号に掲げるいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

第7条 本協定について疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 元 年 5月13日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県知事

乙 東京都港区白金一丁目17番3号
アクサ生命保険株式会社
代表取締役副社長兼チーフディストリビューションオフィサー